

改正の誤りのフォロー

関税法基本通達等の一部改正について（令和 5 年 12 月 15 日財関第 1211 号）で、税関様式 C—3160 が改正された。ところがそのすぐあと税関様式関係通達の一部改正について（令和 5 年 12 月 20 日財関第 1248 号）により再度税関様式 C—3160 が改正された。

施行日はともに 2024 年 1 月 1 日。しかも、税関様式関係通達の一部改正については、この税関様式 C—3160 の改正のみ。

どこがちがうかよくよく見ていると、最初の改正では第 62 条の 7 とすべきところを第 61 条の 7 としており、後の改正でそれを直している。

ということで問題はないわけであるが、むしろ意外に思ったのは、正誤訂正やこっそりファイルの差し替えではなく、ストレートに再改正したことである。

公文書改竄問題もあり表にだすことにしたのであろうか？